

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年8月23日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 岩 脇 圭 一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に基づく監査（以下「行政監査」という。）
- 2 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 3 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体監査」という。）

第3 監査のテーマ

- 1 行政監査
市に事務局が置かれている任意団体の会計事務について
- 2 随時監査
工事監査
- 3 財政援助団体監査
市に事務局が置かれている任意団体への財政援助について

第4 監査の目的

- 1 行政監査及び財政援助団体監査
市から補助金等の財政援助を受けている団体の中には、その補助金等の交付を所管する部局に当該団体の事務局が置かれ、市職員が事務局員を兼ねて、会計事務に従事している場合がある。
これらの団体は、市の組織とは異なる任意の団体であることから、市が定める条例、規則・要綱等の規程は適用されず、市として統一されたルールがない中で、団体独自に運営されているのが実情である。
市の組織とは異なる団体の事務ではあるものの、市職員が、公金である補助金等の交付を受けて、団体の資金を管理しており、内部統制上の視点からすると、潜在的なリスクが存在している。
そこで、近年、他の自治体において、公金、準公金に係る不祥事が後を絶たないことも踏まえ、市に事務局が置かれている任意団体における事件・事故の未然防止及び適正な団体運営に資することを目的として監査を実施した。

2 随時監査

市における工事が、設計、積算、施工等の各段階において、技術面で適正に施工されているか、調査することを目的として監査を実施した。

なお、監査に当たっては、技術的な専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事調査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求めた。

第5 監査の対象

1 行政監査及び財政援助団体監査

令和5年2月から3月にかけて実施した実態調査により把握した市の部局内に事務局が置かれ、市職員が会計事務（通帳管理を含む。）に従事している54団体のうち、過去の監査の実施状況、決算金額の多寡、現金預金の管理状況等を総合的に勘案して、次の15団体を対象とした。

なお、15団体のうち、津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会については、財政援助（負担金又は補助金）ではなく、市からの委託料により事業を実施しているため、行政監査のみの対象とした。

(1) 対面監査（監査委員質疑実施）

団体名	所管部局
津市防犯協会	市民部市民交流課
津市文化芸術団体連絡協議会	スポーツ文化振興部文化振興課
津市物産振興会	商工観光部商業振興労政課
津市農林水産物利用促進協議会	農林水産部農林水産政策課
津市土地改良事業団体協議会	農林水産部農業基盤整備課
津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会	都市計画部交通政策課
長野川流域環境保全協議会	美里総合支所地域振興課
津市森林セラピー基地運営協議会	美杉総合支所地域振興課
津市子ども会育成者連合会	教育委員会事務局生涯学習課

(2) 書面監査

団体名	所管部局
津市男女共同参画フォーラム実行委員会	市民部男女共同参画室

津シティマラソン実行委員会	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
津市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部介護保険課
津の海観光客おもてなし協議会	商工観光部観光振興課
久居まつり実行委員会	久居総合支所地域振興課
ふれあいのかおり実行委員会	香良洲総合支所地域振興課

- (3) 対象年度
令和2年度から令和4年度まで

2 随時監査

- (1) 工事名
令和2年度営事推継第35号津市モーターボート競走場競技棟等新築その他工事（工事場所：藤方地内）
- (2) 所管部局
建設部営繕課及びボートレース事業部事業推進課

第6 監査の期間

- 1 行政監査及び財政援助監査
令和5年4月12日から同年7月10日まで
- 2 随時監査
令和5年4月19日から同年7月10日まで

第7 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局から提出を受けた関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計に係る計画、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

- 1 行政監査
- (1) 団体の現金等の管理は適正か。
- (2) 団体に必要な諸規程が制定されているか、その内容は適正なものか。
- (3) 団体の会計事務及びそのチェック体制は適切か。

- (4) 市が団体の事務局を担う必要性があるか。
- 2 財政援助団体監査
 - (1) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
 - (2) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
 - (3) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。
- 3 随時監査
 - (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
 - (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
 - (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
 - (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
 - (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告
 - 法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
 - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
 - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
 - 経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第9 行政監査及び財政援助団体監査の結果

- 1 津市防犯協会（市民部市民交流課）
 - (1) 団体に関する事項
 - ア 設立時期：平成18年
 - イ 規約等の有無：有り
 - ウ 設立目的

市民の防犯意識を向上させるとともに、各種防犯活動を通じて安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

エ 会員数等：21団体

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：3人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：津市防犯協会負担金
- イ 令和5年度予算額：8,840,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：8,918,173円
（うち負担金：8,840,000円）
- イ 支出総額：8,866,652円
- ウ 収支差引：51,521円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

2 津市文化芸術団体連絡協議会（スポーツ文化振興部文化振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成18年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

津市における文化・芸術・芸能の振興とその普及を図るとともに、各種文化団体相互の協力と理解を深め、市民文化の向上に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：10団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市文化芸術団体連絡協議会補助金

イ 令和5年度予算額：2,200,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：2,843,616円

（うち補助金：2,142,743円）

イ 支出総額：2,842,161円

ウ 収支差引：1,455円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

3 津市物産振興会（商工観光部商業振興労政課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

市の物産及び特産物に関する調査、研究を行い、内外にわたる宣伝紹介及び斡旋を行い、その販路の拡張を図り、もって本市の産業の発展に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：約100団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：5人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市商工業振興等関係補助金（地場産業振興事業補助金）

イ 令和5年度予算額：3,065,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：6,546,243円

（うち補助金：1,400,000円）

イ 支出総額：3,233,168円

ウ 収支差引：3,313,075円（次年度繰越金）

(5) 講評

市が補助すべき金額の精査について（意見）

津市物産振興会の繰越金の額については、令和元年度末では、117万4,959円であったものが、令和4年度末では、331万3,075円となっており、3年間で繰越金が213万8,116円増加している。

繰越金が増加している主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止等で、補助金の交付決定額を減額する変更交付申請がなされているものの、事業費に対して出店料・協賛金等、市からの補助金の順で充当し、その残りの額に会費収入を充当している

ため、充当しきれなかった会費が余剰金となったことによるものである。

本来補助金は、団体が実施する事業に公益性を認めて、事業費の一部を支援するものであることから、市との共催に係る事業であっても、会費等による自主財源がある場合には、真に支援が必要な額を十分に精査した上で補助金を交付されたい。

4 津市農林水産物利用促進協議会（農林水産部農林水産政策課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成23年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

本市の安全・安心な農林水産物の生産力を高め、生産者と消費者との信頼関係を深めつつ、市内で生産された農林水産物の市内での消費拡大を図るとともに、その特産品化を推進することにより、農林水産物の経営の安定化と地域の活性化に寄与することを目的とする。

エ 会員数等：25人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：有り

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3～4人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：協議会負担金

イ 令和5年度予算額：2,104,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：2,054,112円

（うち負担金：1,654,000円）

イ 支出総額：1,714,930円

ウ 収支差引： 3 3 9, 1 8 2 円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

5 津市土地改良事業団体協議会（農林水産部農業基盤整備課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成 2 0 年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進するとともに、本市における創造的な地域づくりの展開に寄与することを目的とする。

エ 会員数等： 2 5 団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数： 3 人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：無し

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市土地改良事業団体協議会補助金

イ 令和 5 年度予算額： 2, 4 2 0, 0 0 0 円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和 4 年度）

ア 収入総額： 6, 0 3 9, 6 9 5 円

（うち補助金： 1, 9 7 1, 2 1 5 円）

イ 支出総額：3,942,431円

ウ 収支差引：2,097,264円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 補助対象経費の明確化及び事業成果確認の徹底について（意見）

一般的に食糧費は補助対象経費として認められていないが、津市土地改良事業団体協議会補助金に係る事業として令和4年度に実施した視察研修の費用に、18人分の食事代6万3,000円（1人当たり3,500円）が含まれており、全額が補助対象経費とされていた。

しかしながら、同協議会から提出された実績報告書には当該研修の成果を示した資料は添付されておらず、補助金交付確定の審査において、当該経費を補助対象として認めた経緯についても明確にされていなかった。

研修に対する補助金の交付に当たっては、補助事業の内容に疑念を招かないよう、対象経費の判断基準を明確にするとともに、事業成果の確認を徹底されたい。

イ 市が補助すべき金額の精査について（意見）

津市土地改良事業団体協議会の繰越金の額については、令和元年度末では50万7,527円であったものが、令和4年度末では209万7,264円となっており、3年間で繰越金が158万9,737円増加している。

繰越金が増加している主な要因は、事業費の2分の1の額に市からの補助金を充当し、残りの額に会費収入等を充当しているため、充当されなかった収入額が余剰金となったことによるものである。

本来補助金は、団体が実施する事業に公益性を認めて、事業費の一部を支援するものであることから、会費等による自主財源がある場合には、真に支援が必要な額を十分に精査した上で補助金を交付されたい。

6 津なぎさまちイメージアップ事業実行委員会（都市計画部交通政策課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成20年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津なぎさまちを海に親しみながら集い賑わう交流拠点とするため、年間を通じて継続的に事業展開することで、津なぎさまちのイメージアップと賑わいの創出を図ることを目的とする。

エ 会員数等：6人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：1,886,669円

（うち委託料：1,799,600円）

イ 支出総額：1,805,182円

ウ 収支差引：81,487円（次年度繰越金）

(4) 講評

行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

7 長野川流域環境保全協議会（美里総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

美里町地内の長野川流域の環境保全と同町地内に存する津市所有の水道水源かん養林の保全を図ることを目的とする。

エ 会員数等：21人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

- エ 従事する職員数：1人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：地域かがやきプログラム事業負担金（美里水源の森事業）
- イ 令和5年度予算額：400,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：3,907,990円
（うち負担金：750,000円）
- イ 支出総額：3,888,944円
- ウ 収支差引：19,046円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

協議会は、市が委託している美里水源の森維持管理に係る見回り業務等に対する賃金、イベントにおける各種労務費及び講師謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 協議会への財政援助の在り方の検討について（意見）

長野川流域環境保全協議会に対しては、市が美里水源の森事業への負担金を支出しているが、負担金の根拠及び負担割合が覚書などにより明文化されていないため、これを明確にされたい。

また、協議会は、組織の強化・充実を図るため、令和5年度中に、NPO法人化を予定していることから、これを機に、団体の自立に向けた財政援助の在り方について検討されたい。

8 津市森林セラピー基地運営協議会（美杉総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成20年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

津市森林セラピー基地の地域に根ざした発展と定着による集客拡大により美杉地域の活性化と振興を図ることを目的とする。

エ 会員数等：90人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：森林セラピー基地運営協議会負担金

イ 令和5年度予算額：2,000,000円

ウ 今後の方向性：縮小

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：4,984,472円

（うち負担金：2,000,000円）

イ 支出総額：2,858,925円

ウ 収支差引：2,125,547円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

津市森林セラピー基地運営協議会内部規程に基づき、森林セラピスト・森林セラピーガイドに対し、イベント実施の都度、役割に応じた単価の報酬を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 市が負担すべき金額の精査について（意見）

市は津市森林セラピー基地運営協議会に対し、令和2年度から4年度まで、毎年度200万円の負担金を支出しているが、同協議会における繰越金の額は、令和元年度末時点では118万4,094円であったものが、令和4年度末では212万5,547円となっており、3年間で94万1,453円増加していた。

負担金の財源には、過疎対策事業債が全額充てられているものであり、市として真に負担すべき金額を精査の上、事業効果を高める予算執行に努められたい。

ウ 協議会の自立に向けた支援の在り方の検討について（意見）

津市森林セラピー基地運営協議会規約において、事務局員は会長が会員の中から任命するものとされており、美杉総合支所（地域振興課地域振興担当）に対しては、協議会が設置する検討会への協力支援を求めることができるものとされている。

しかしながら、美杉総合支所が会計事務、備品管理などの事務局機能を担っているのが実態である。

令和5年は、同協議会が発足して15周年の節目を迎えているのを機に、財政援助、事務局機能の両面から、同協議会の自立に向けた支援の在り方について検討されたい。

9 津市子ども会育成者連合会（教育委員会事務局生涯学習課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津市内の「子ども会育成者連絡協議会」の活動を尊重しつつ、連絡協議をおこなうことや、統一的な活動と相互の研修の場をつくり、津市内の子ども会発展に力をあわせることを目的とした連合組織とする。

エ 会員数等：6,474人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：2人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市子ども会育成者連合会活動補助金

イ 令和5年度予算額：7,350,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：4,434,348円

（うち補助金：4,092,541円）

イ 支出総額：4,407,939円

ウ 収支差引：26,409円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 所得税等の源泉徴収について（指摘）

子ども会大会における体験活動の講師として個人に謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

イ 補助事業における業者選定について（意見）

令和2年度から4年度までの3年間に154万5,619円の物品を発注しているが、そのうち139万7,405円を同一業者に発注していた。

補助対象経費には補助金が充当されていることから、特定の業者を優遇しているとの疑念を招かないよう、業者の選定方法を見直されたい。

ウ 補助事業の計画的な遂行について（意見）

令和3年度の津市子ども会育成者連合会活動補助金については、574万8,046円の事業費に対し、540万円が交付されている。このうち、94万205円については、年度末の令和4年3月30日と31日の2日間に郵便切手と各種の物品を購入するために支出されていたが、全ての納品書に日付が記入されていなかった。

補助金の交付金額を減額されないために物品等を購入したとの疑念を招かないよう、計画的に事業を遂行するとともに、購入日を明確にした書類の管理を徹底されたい。

エ 補助事業に係る自主財源の確認の徹底について（意見）

津市子ども会育成者連合会活動補助金における補助事業のうち、令和3年度に実施された秋の体験活動事業については、参加者から参加費として24万円を徴収しているが、他の事業に充当していた。

補助金交付確定当たっては、事業に係る自主財源の有無についても十分に確認し、適正な審査を徹底されたい。

10 津市男女共同参画フォーラム実行委員会（市民部男女共同参画室）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

男女共同参画社会の形成の促進を図るため、津市男女共同参画フォーラムの開催に関し、津市と協働して企画及び運営等を行うことを目的とする。

エ 会員数等：20人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き机

ウ キャッシュカードの有無：有り

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：男女共同参画フォーラム開催負担金

イ 令和5年度予算額：350,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：481,055円

（うち負担金：350,000円）

イ 支出総額：420,984円

ウ 収支差引：60,071円（次年度繰越金）

(5) 講評

次年度への繰越金の精査について（意見）

津市男女共同参画フォーラム実行委員会は、令和3年度と令和4年度に市から35万円の負担金の交付を受けている。

令和3年度同委員会の事業費は24万1,909円となり、負担

金の交付額に対し余剰金が発生したが、これを戻入することなく全額を令和4年度に繰り越していた。

また、令和4年度においても、令和5年3月中旬までの事業費は負担金の交付額を下回る27万9,084円であったが、同実行委員会の当初予算では購入予定がなかったノートパソコンとウィルスソフトを令和5年3月30日に購入し、振込手数料を含めて14万1,900円を執行したことで、最終的な事業費が、負担金の交付額を上回るようになった。

負担金の交付金額を減額されないために備品を購入したとの疑念を招かないよう、次年度に予算を繰り越す場合には用途を明確にした上で適切な時期に執行するとともに、明確な支出予定がない場合は、市として負担金の戻入処理をするよう徹底されたい。

11 津シティマラソン実行委員会（スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成18年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

津シティマラソン大会の円滑な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

エ 会員数等：10人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：津市スポーツ振興事業補助金（津シティマラソン振興事業）

イ 令和5年度予算額：15,217,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：27,076,650円
（うち補助金：12,347,241円）
- イ 支出総額：27,076,650円
- ウ 収支差引：0円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

12 津市福祉有償運送運営協議会（健康福祉部介護保険課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成19年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

道路運送法の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、津市の住民の福祉の向上を図り、もって公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性及びこれらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議することを目的とする。

- エ 会員数等：14人

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き手提げ金庫
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：3人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 負担金の名称：福祉有償運送運営協議会負担金

イ 令和5年度予算額：130,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：251,785円

（うち負担金：130,000円）

イ 支出総額：184,440円

ウ 収支差引：67,345円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の負担金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

13 津の海おもてなし協議会（商工観光部観光振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成27年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

御殿場海岸及び香良洲海岸の周辺地域等における観光客へのおもてなしを目的とする。

エ 会員数等：6人

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：1人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：有り

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

- ア 負担金の名称：津の海運営事業負担金
- イ 令和5年度予算額：10,000,000円
- ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

- ア 収入総額：9,305,046円
（うち負担金：9,291,465円）
- イ 支出総額：9,305,046円
- ウ 収支差引：0円（次年度繰越金）

(5) 講評

所得税等の源泉徴収について（指摘）

御殿場海岸海水浴場において、遊泳期間中の救護に当たる看護師に対し、日額単価により、従事日数に応じた報償費を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。

14 久居まつり実行委員会（久居総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

- ア 設立時期：平成20年
- イ 規約等の有無：有り
- ウ 設立目的

久居まつりの開催を通じ、市民の健全なレクリエーションの推進及びふれあい交流機会の拡充並びに市商工業及び農林業の振興を図ることを目的とする。

- エ 会員数等：16人

(2) 経理事務処理に関する事項

- ア 経理規程等の有無：無し
- イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫
- ウ キャッシュカードの有無：無し
- エ 従事する職員数：4人
- オ 支出伺い決裁の有無：有り
- カ 職員による立替払の有無：無し
- キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：地域かがやきプログラム事業補助金（久居まつり事業）

イ 令和5年度予算額：17,952,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：3,087,643円

（うち補助金：2,600,000円）

イ 支出総額：3,070,998円

ウ 収支差引：16,645円（次年度繰越金）

(5) 講評

文書郵送料の市費負担について（指摘）

久居まつり実行委員会の業務において必要となる文書の郵送について、令和2・3年度は事業を中止・規模縮小したため郵送した文書はなかったが、令和4年度は秋のまつりに係る市議会議員への案内通知について、市の業務として取り扱い、市が文書郵送料を負担していた。

今後は、市の業務と団体の業務を明確に区別し、団体が負担すべき費用を市が負担することがないよう徹底されたい。

15 ふれあいのかおり実行委員会（香良洲総合支所地域振興課）

(1) 団体に関する事項

ア 設立時期：平成17年

イ 規約等の有無：有り

ウ 設立目的

香良洲町の自然の保全と住民同士のふれあい交流の機会を図ることを目的とする。

エ 会員数等：10団体

(2) 経理事務処理に関する事項

ア 経理規程等の有無：無し

イ 通帳・現金の保管方法：鍵付き金庫

ウ キャッシュカードの有無：無し

エ 従事する職員数：3人

オ 支出伺い決裁の有無：有り

カ 職員による立替払の有無：無し

キ 市外部の会計監査の有無：有り

(3) 財政援助の内容

ア 補助金の名称：地域かがやきプログラム事業補助金（ふれあいの
かおり事業）

イ 令和5年度予算額：3,080,000円

ウ 今後の方向性：継続

(4) 収支決算の状況（令和4年度）

ア 収入総額：3,216,005円

（うち補助金：3,080,000円）

イ 支出総額：3,187,351円

ウ 収支差引：28,654円（次年度繰越金）

(5) 講評

ア 行政監査

監査した限りにおいて、当該団体の会計事務が正確かつ適正に行
われていると認められた。

イ 財政援助団体監査

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事
務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認
められた。

第10 随時監査の結果

1 工事名：令和2年度営事推継第35号

津市モーターボート競走場競技棟等新築その他工事

（建設部営繕課及びボートレース事業部事業推進課）

2 請負業者名：前田・安濃特定建設工事共同企業体

3 契約の種別：条件付一般競争入札

4 入札参加業者数：6者

5 契約年月日：令和2年12月9日

6 工期

(1) 当初 令和2年12月9日から令和7年1月14日まで

(2) 変更後 令和2年12月9日から令和7年3月14日まで

7 契約金額（令和5年3月31日現在）

(1) 当初 3,522,123,000円

(2) 変更後 3, 887, 928, 000円

8 実施進捗率：28.8%（令和5年3月31日現在）

9 講評

工事調査業務委託契約による調査の結果、監理・監督業務において、総括的には良好であると認められた。

なお、現地調査実施時には、作業員の墜落防止及び物の落下防止措置がなされていない箇所があったことや、建設業許可票の監理技術者、主任技術者の資格者交付番号欄に誤った番号が記載されていたことから、残る工期においては、本件監査結果を十分に踏まえた上で、適正な施工管理に努められたい。

第11 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 市の事務と団体事務の整理について

対面監査を実施した所属との質疑を通じて、対応した職員からは、団体の事務局員としての立場と市職員としての立場のどちらの立場で業務を行っているか、明確に区別している様子はいかがえなかった。

監査対象とした団体の中には、市の業務と密接に関係し、共同して事業を実施している団体があり、市の業務として整理できる団体がある一方で、市の本来業務との関係性が希薄で、市の業務として整理するのは難しい団体も見受けられた。

職員には、地方公務員法第35条に定める職務に専念する義務が課されているが、今回監査の対象とした団体の事務に従事するに当たり、任命権者から、その義務の免除の承認を得ている所属はなかった。

今回の監査対象とした所属のみならず、任意団体の事務局が置かれている所属においては、団体の事務が市の業務として整理できない場合、公務上の責任の範囲を明確化する観点からも、職務専念義務の免除の承認を得ておくことが望ましい。

2 職員による立替払について

監査対象とした15団体のうち半数を超える9団体において、団体の事業に要する経費を職員が立て替えていることが確認された。

事業実施に当たり、急に物品等の調達が必要となることはあり得るこ

とから、団体事務においては、職員による立替払を完全に否定するものではないが、立替払には、他の自治体における不祥事の例からも、調達業者と職員との間で不正が働く余地があり、リスクの高い会計事務と言える。

また、監査結果において指摘等には至らなかったものの、職員個人のクレジットカードや電子マネーによる立替払、現金払においても、店舗に応じたポイントを取得しているものが見受けられた。

デジタル社会の進展により、キャッシュレス決済が急速に普及し、各種のポイントが自然と付与される環境になっていることから、意図せずポイントを得てしまう側面もあろうが、結果として、立替払の精算を通じて、準公金により職員が金銭価値を有する個人的な利益を得ていることになり、適切な会計事務であるとは言えない。

職員が公金を利用して私的な利益を得ているとの疑念を招かないよう、時間に余裕を持った計画的な会計事務の執行により、ポイント制度の対象となるクレジットカードや電子マネーによる立替払、現金払であっても、店舗に応じたポイントを取得する立替払は厳に慎むよう徹底されたい。

3 繰越金の取扱いについて

監査結果において、意見に至った団体もあったが、市からの財政援助の金額、団体の事業規模から考えると、多額の繰越金を有している団体が見受けられた。

これらの団体には、市からの財政援助のほかに、会費収入やイベント参加料等の収入があるため、一概に市からの財政援助の資金が繰越金として滞留しているとは言えないが、収入の性質から考えると、事業費に充てられるべきものが滞留していることになり、実質的に、繰越金には市からの財政援助の資金が多く含まれているものと推察される。

この要因として、団体の会費等の収入をどの費用に充てるのか、団体の中で明確になっておらず、1年間の事業費が市からの財政援助の金額を上回りさえすれば良いという、事務局を担う市と団体の間における前例を踏襲した緊張感のない関係が背景にあると強く感じたところである。

団体にとって、十分な繰越金があることは、安定的で柔軟な事業運営ができる利点はあるものの、その原資が公金であるならば、毎年度の決算において余剰金（次年度繰越金）が生じた場合、補助金であれば、交

付決定額を減額する変更交付申請を行うこと、負担金であれば、負担金額の精算による戻入処理を行うことが望ましい。

また、他の自治体における不祥事にも見られるように、多額の繰越金、すなわち多額の現金預金を手元にあることを認知していると、同一の職員が長年担当している場合や、担当職員が交代した場合などに、団体資金からの一時借用や、横領等が発生するリスクが高まる。

こうしたリスクを低減する観点から、できる限り繰越金を少なくする決算に努めること、一時的に多額の繰越金が発生した場合は、市が真に財政援助すべき金額を精査し、次年度以降の事業費の財源に活用するなど、繰越金の早期解消に努められたい。

4 通帳残高の適時適切な確認について

監査対象とした団体の通帳については、大型金庫や手提げ金庫など、いずれも鍵付きの場所に保管されており、概ね適正に管理されていた。

また、通帳残高についても、定期的な残高照合や、支出伺い決裁に通帳写しを添付して確認しているなど、組織としてのチェック機能が働いている団体も見受けられた。

他の自治体での事件・事故の多くは、通帳への出入金の管理を担当者任せにし、組織としての通帳残高のチェックが疎かになっていたことにより発生している。

通帳の管理責任者は、任意団体の会計事務にはリスクがあるという前提に立ち、今後も適時適切な通帳残高の確認に努められたい。

5 備品台帳の整備及び行政財産の目的外使用許可等について

監査を通じて、監査対象とした団体における備品や物品の管理方法を確認したところ、市の備品等と区別できるよう団体名が記載されたラベルを貼付するなど、適正に管理されている団体がある一方で、団体において購入する必要性に疑義があるものや、備品台帳を整備していないなど、十分に管理されているとは言えない団体も見受けられた。

また、団体として行政財産の目的外使用許可を得ることなく、市有施設の一区画を間借りして、事業実施に必要な備品等を継続的に保管している団体も見受けられた。

団体での備品等の購入は、市で購入するよりも、予算措置、契約事務において融通が利きやすいため、市の業務への流用や、職員による私物化などのリスクが潜在している。

市民から見れば、市の備品等も団体の備品等も、市有施設に保管されていれば、市が公金で購入した備品等であり、適正な管理が求められるのは言うまでもない。

市と団体の備品等を明確に区別した上で、市の規程に準じた備品台帳を整備するとともに、その保管に市有施設の一定面積を必要とする場合は、行政財産の目的外使用許可を得るなど、適正な管理に努められたい。

6 適正な決算及び会計監査による団体運営について

監査対象とした団体の多くは、適正に会計監査を行っていたが、規約や会則に監事に係る規定がない団体、会計年度が終了する前に会計監査を行っている団体、会計年度終了日の3月31日に会計監査を行っている団体も見受けられた。

決算及び会計監査の目的は、会計年度が終了する3月31日時点における団体の財務状況を明らかにし（決算書の作成）、4月1日以降に、監事が、その内容を監査することで、会計事務の正確性・適正性を担保することにある。決して会計事務を担う事務局が、決算内容を監事に報告し、会計年度内に署名、捺印をもらうことが目的ではない。

また、会計監査以前の問題として、事務費として計上すべき費用を誤って事業費に計上していた団体や、一括発注したと思われる物品を分割納品により伝票処理していた団体もあった。これらは、実態を反映しておらず、会計に求められる真実性の原則に反するものである。

市からの財政援助を受けている団体においては、公金をどのような目的に、いくら使ったのか、市民への説明責任を果たす観点からも、団体における決算及び会計監査の意義、重要性を再認識し、適正な団体運営に努められたい。

以上